

はまもと ゆきお

# 元水産庁 漁業調整官 浜本 幸生さん

11月4日死去(下咽頭がん)、70歳 11月6日告別式

99.12.2 朝日夕刊

海面埋め立てなどの開発行為が、漁業権と衝突して折り合いがつかなくなることは、この国では枚挙にいとまがない。そんなとき、最後はだれもがこの人の判断を仰ぐ、「漁業法の神様」的存在だった。

水産庁在職当時ほとんどより、退職後もなお、後輩職員のために出した見解が、そのまま水産庁の回答になることが珍しくなかった。

漁業法は、海をみんなのものとしてきた漁村の慣習を、明治政府が綿密に

再構築した法だ。欧米の借りの法律が多い中、世界に例をみない同法の精神を重んじ、役人という立場を超えて守り通そうとした。その姿勢は、一九七三年に福岡高裁で決着した、大分県臼杵市の海岸へのセメント工場進出に絡む「風成事件」での法廷証言に見て取れる。

行政側の証人ながら、「漁業権の放

## 漁業法の精神守り通す

表情の奥に法の番人としての執念を秘めていた。92年6月、茨城県竜ヶ崎市の自宅で、遺族提供



棄は、漁協の決議だけでは決められない」と証言し、漁業権には乱暴な開発

を阻止する力があることを世に知らしめた。結果的に行政・企業側は敗訴し、工場誘致は失敗に終わった。

五〇年の入庁当初から、漁業法の解釈に携わる部署ばかりを担当した。複数の分野を経験させる人事が主流の今日、比肩する専門家は育っていない、と水産庁幹部は惜しむ。

「漁業法を知りたければ漁業法の条文を読む」が口癖だった。机上の解釈ではなく、海や浜でのできごとに即して考えよ、という意味だ。

教えをこいに百回以上通ったという熊本一規・明治学院大教授は、「漁民がきちんとした判断ができるように情報を提供したい、という私の姿勢が認

められて、ようやく受け入れられた」と振り返る。

その「浜本漁業法」の集大成は、十月末、八百頁の大著「共同漁業権論 平成元年七月十三日最高裁判決批判」(まな出版企画刊)に結実した。がんに侵される中、執念の上梓だった。

六二年の漁業法改正時に、担当者が「漁業法の立法趣旨をないがしろにして勝手に想像して書いた」解説書が、最高裁判決に引用されたことを悔やんでいた。この判決を覆すことを、終生の使命と考えていた。

出版を見届けた五日後、息を引き取った。

(長崎支局・篠島 真哉)

「おぼろげにうらな